

25建第847号
平成25年10月18日

(一社)長崎県建築士事務所協会 会長 様
(一社)長崎県建設業協会 会長 様
(一社)長崎県中小建設業協会 会長 様
(一社)長崎県工務店連合会 代表理事 様
長崎県管工事協同組合連合会 理事長 様
(一社)日本塗装工業会長崎県支部 支部長 様
長崎県板金工業組合 理事長 様
(一社)長崎県建造物解体工業会 会長理事 様
長崎県電気工事業工業組合 理事長 様
(一社)長崎県空調衛生設備業協会 会長 様

長崎県土木部建築課長



建築工事等設計単価の決定方法について

日頃より、長崎県の営繕行政の推進につきまして、多大なるご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、国土交通省は、平成25年10月1日以降の官庁営繕事業において、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額(事業主負担分)を、予定価格に適切に反映できるように積算基準等の見直しを行っております。

このため長崎県建築課でも、国と同様、設計単価に法定福利費に相当する補正を行うこととしました。

また、長崎県独自の取り扱いとして、設計単価の決定方法の一部見直しを併せて行い、平成25年10月21日より適用することとしています。

今回の改定内容については、別添資料のとおり取りまとめましたので、見積もりの際の参考としてください。

なお、今回の法定福利費相当額の補正により、予定価格が約1.5%上昇すると国が試算しておりますが、工事の内容により上昇率は変化すると思われるので、ご注意ください。

最後に、長崎県の営繕行政へのさらなるご協力をお願いするとともに、既に対応されているとは思いますが、専門工事業者等への法定福利費相当額の適切な支払いを重ねてお願いいたします。

【担当】

長崎県土木部建築課計画指導班

電話 : 095-894-3095

FAX : 095-827-3367

建築工事等設計単価の決定方法について

1. 対象工事

建築工事（関連する専門工事を含む）、電気設備工事及び機械設備工事を対象とする。

2. 設計単価の決定方法

設計単価は、特別調査単価（公表単価）、市場単価、標準歩掛等による複合単価、物価資料等の掲載価格及び専門工事業者の見積価格等を採用する。

1) 特別調査単価（公表単価）による場合

特別調査単価（公表単価）に掲載がある場合は、これを積算に用いる設計単価とする。

※公表【県HP：積算基準（単価・部掛）【建築・住宅編】】

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/sekisankijunkouhyoutosyo/25kouhyoutosyo.htm>

2) 市場単価による場合

当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。

3) 標準歩掛等による複合単価による場合

当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。

（歩掛の「その他」の率の上限値を採用した単価）

4) 物価資料等の掲載価格による場合

長崎県土木部の平成25年度積算基準（単価・歩掛）の「04 単価関係（総則）」、「2 資材単価の決定について」、「2）物価資料による場合（イ）」を準用する。

なお、市場単価及び歩掛に物価資料等の掲載価格を適用する場合も、同様の取り扱いとする。

※公表【県HP：平成25年度積算基準（単価・歩掛）】

http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/sekisankijunkouhyoutosyo/H25/04tankakannkei_sousoku.pdf

5) 専門工事業者の見積価格等による場合

長崎県土木部の平成25年度積算基準（単価・歩掛）の「04 単価関係（総則）」、「2 資材単価の決定について」、「4）見積もりまたは特別（臨時）調査による場合」、「（ハ）見積もり徴取・決定方法のⅡ及びⅢ」を準用する。

また、法定福利費及び諸経費を含むことを明確に記載した見積書を徴取する。

※公表【県HP：平成25年度積算基準（単価・歩掛）】再掲

http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/sekisankijunkouhyoutosyo/H25/O4tankakannkei_sousoku.pdf

3. 単価の採用順位

単価の採用順位は、1)、2) 及び3)、4)、5) の順とする。

4. 適用日

本通知は、平成25年10月21日以降起工するものに適用する。

公共建築工事見積標準書式の改定について

公共建築工事見積標準書式は、平成 15 年度から官庁営繕関係の統一基準として位置づけられている。

- 官庁営繕部では、公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業者負担分の項目を追加し、10 月 1 日以降公告の官庁営繕事業において、上記項目を明記した見積書式の適用を試行する。
- 平成 25 年度下半期に、公共建築工事積算研究会において、公共建築工事見積標準書式に上記項目を追加した改定案を作成し、平成 26 年度より運用する。

【参考】

10 月 1 日以降公告の官庁営繕事業において、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）について、予定価格に適切に反映できるように、複合単価と市場単価の法定福利費に相当する補正を実施する。

【予定価格への影響】（試算）

	補正概要	予定価格への影響
複合単価	下請経費等（「その他」）の率を中間値から上限値に変更	約 1.5% 上昇
市場単価	法定福利費に相当する補正を実施	

官庁営繕事業

9/27
建設省

単価改正、予定価格1.5%上昇

法定福利費を別記明確化

国土交通省は、公共建築工事での法定福利費の計上を明確化させる。まず官庁営繕事業で活用している公共建築工事見積標準書式を改定して事業者負担の法定福利費を別記するようにし、法定福利費が含まれていることを明確化する。合わせて、複合単価と市場単価も補正、事業者が負担する法定福利費を予定価格に適切に反映することとで予定価格が約1.5%上昇すると見込まれる。10月1日より降に公告する官庁営繕事業から適用していく。26日に開いた社会保険未加入対策推進協議会で提示した。

改定では、見積内訳書の内、費の一部に盛り込まれている目として記載することを求める。説明の中で法定福利費に関するとして切り出した記載は不要とする。社会保険未加入対策が進む中で公共建築工事での対応する記述を追加。従来は諸経

も必要と判断し、費用計上を明確化できるように見積標準書式を見直した。

国土省官房官庁営繕部が、

各地方整備局に対して10月1日以降の公生案件から試行するため、通知を発出する。他、省庁や独立行政法人にも情報提供する予定だ。本格導入に向けては、下期から国や自治体で構成する公共建築工事積算研究会で見積標準書式の改定案を作成し、運用に備える。見積標準書式の改定に合わせ、法定福利費を予定価格に反映するための対応も並行して進める。官庁営繕事業の予定価格設定は、建築の場合、見積もりを基に作成する見積単価と、元下間の取引価格を調査した市場単価、材料費や下請経費などの組み合わせによる複合単価、材料単価を基に算定しており、複合単価と市場単価でも法定福利費に相当する補正を実施する。複合単価は、下請経費などが含まれる「その他率」で上限値を採用できるように変更。市場単価は法定福利費相当分の補正を実施することとしている。両単価の補正により、予定価格は約1.5%上昇すると試算している。

国交省／官庁営繕の見積標準書式、自治体への普及促進／法定福利費を別途明記

国土交通省は、公共建築工事で技能労働者の社会保険加入に必要な法定福利費を確保する取り組みを地方自治体にも普及させる。官庁営繕事業で1日に試行を始めたのに合わせ、地方整備局に組んだ事務連絡通知を、都道府県や政令市の担当市で構成する全国営繕主管課長会議のメンバーなどにも参考送付。予定価格算出の際、製造業者や専門工事業者から集める見積もりに法定福利費を別途明記する標準書式を周知した。自治体担当者への説明機会も別途設け、理解を求める。

法定福利費の内訳を明示する見積標準書式の利用は、1日以降に入札を公告する官庁営繕事業で試行を始めた。標準書式では、見積金額の合計欄の下段に法定福利費の内訳の記入欄を設け、見積内訳の諸経費に法定福利費を別途記載する項目を追加する。

標準書式は国の発注機関が統一的に使用することを想定。試行結果を踏まえ、14年3月末に各府省庁担当者などが参加する公共建築工事積算研究会で書式を改定することになる。9月27日付で各地方整備局に出した事務連絡は、同研究会のメンバーにも参考送付。統一書式の活用が想定される建築工事を発注する独立行政法人や自治体にも同内容の文書を送った。試行に用いる見積標準書式を送付文書に添付した。

同省は、新たな標準書式の利用が国の他の機関や自治体などの公共建築分野に広ること、民間を含めた建築市場全体に波及していくことを期待している。普及活動の一環として、今月23日に開く全国営繕主管課長会議幹事会で官庁営繕部の積算担当者が参加メンバーに標準書式の内容を説明する場も設定。建設業の人材確保や健全な競争環境の構築につながる適正な法定福利費確保への理解を促す。